

静岡県告示第303号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年10月8日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
原停車場線	沼津市原字堀金393番の5から 沼津市原字堀金349番の5まで	令和元年10月8日
東柏原沼津線	沼津市原字堀金349番の5から 沼津市原字御殿場346番の42まで	

=====

静岡県告示第304号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年10月8日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
静岡朝比奈藤枝線	藤枝市岡部町宮島字小丹原499番の2から 藤枝市岡部町宮島字小丹原468番の4まで	令和元年10月8日
相俣岡部線		